

DHL GROUP グループ 取引先行動規範

ドイツポスト・ディー・エイチ・エル (DHL GROUP) グループは、世界有数の物流会社です。当グループは、人と市場をつなぎ、グローバルな取引を実現します。当グループは、世界中の顧客、従業員、投資家にとって最初の選択肢となることを目指しています。ドイツポスト・ディー・エイチ・エルグループには二つの強固なブランドがあります。DHL は、国際宅配サービス、貨物輸送、サプライチェーン・マネジメント・サービス、および e コマースの物流ソリューションを総合的に提供しています。ドイツポストは、郵便および小包配送サービスを提供するヨーロッパの大手事業者です。当グループは、環境への影響を最小限に抑えること、安全で相互に尊重しあう魅力的な職場環境を提供すること、事業の展開拠点となる地域社会を支援すること、および、信頼でき、透明性があり、かつコンプライアンスを遵守した商慣習に従うことにより、世界に貢献しています。

私たちは、当社の経済活動に伴う責任を十分に認識しています。そのため当社の商慣習に関して厳しい倫理基準を自らに課しています。

私たちは、下請企業を含む全ての取引先、つまり DHL GROUP グループ に属する企業または部署と取引を行うすべての会社に、同様の倫理基準に従うことをお願いしています。そのために、DHL GROUP グループはこの「取引先行動規範 (SCoC)」を作成し、当グループに属する企業または事業単位と取引を行う際の最低基準をご案内しています。



法令および倫理基準

取引先はビジネスに適用される全ての法令を遵守します。取引先は、国内の法令および慣行に従い、国連の「グローバル・コンパクト」、「世界人権宣言」、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」、OECD の「多国籍企業行動指針」および国際労働機関が 1998 年に採択した「労働の基本原則および権利に関する宣言」の原則を支持します。これは特に以下に適用されます。



人権および公正な労働慣行



児童労働

取引先は、国・自治体を問わず、就労可能な法定最低年齢に満たない児童を雇用しません。取引先は 15 歳の最低就労年齢を適用するものとします。また、現地法でこれに満たない年齢の児童の就労が認められる場合でも、この原則を適用するものとします。年齢が 18 歳未満の労働者は、雇用が発生する国における法的要件（労働時間および労働条件など）に従ってのみ業務に従事し、かつ、教育や訓練に関するすべての要求に従うものとします。



強制労働

取引先では、いかなる強制的、束縛的、義務的な労働形態も、または現代における奴隷的労働形態も認められません。全ての労働は自主的なものでなければなりません。被雇用者は本人確認書類（旅券、労働許可、またはその他の法的書類）を自ら管理できる状態を維持できなければなりません。取引先は、雇用プロセスおよび雇用期間を通じて、被雇用者が雇用機会の獲得に関連して料金や費用を負担することがないことを保証しなければなりません。取引先は、法的に必要となる場合、被雇用者に関する全ての費用および経費（ライセンスおよび賦課金など）を支払う責任があるものとします。

処罰、精神的および/または身体的強制は、他のいかなる形態の人身売買と同様に禁止されています。懲戒規程とその手続きは明確に定義され、被雇用者に伝えられるものとします。



報酬と労働時間

取引先は、時間外労働、休憩時間および有給休暇などの、労働時間に関して適用される全ての現地の法令および遵守義務のある業界基準を遵守するものとします。

取引先は、現地の最低賃金に関する規制、適用される団体協約の条件、および業界基準に従って、被雇用者に報酬を支払うものとします。取引先は被雇用者に対する報酬支払いを適時に行い、かつ、被雇用者に対する報酬基準を明確に伝える（つまり、雇用に関する書類は被雇用者が理解できる言語で作成する）ものとします。法律上認められている場合を除き、懲戒処分として賃金から金額を差し引くことは認められません。



結社と団体交渉の自由:

取引先の被雇用者は、脅迫や威嚇によって参加を妨げられることなく自らの選択で組合/被雇用者代表団体への参加・不参加を自由に決められるべきではありません。取引先は適用される現地の法令に従って、団体交渉の権利を認め、これを尊重するものとします。



多様性および相互の尊重

取引先は、被雇用者の多様性を尊重し、相互に認め合う職場環境を促進するものとします。

取引先は、性別、民族的出自、国籍、人種、肌の色、宗教、年齢、障害の有無、性的指向および出身、または法律で保護されているその他の特性に関して、機会均等に努めるものとし、差別又はハラスメントを容認してはなりません。



安全衛生

私たちは、取引先に対し、事業に適した安全衛生管理方法を導入することにより、高い水準の労働安全衛生基準を構築するよう努めることをお願いしています。

取引先は、被雇用者の安全と健康を維持するため、第三者を保護するため、ならびに、事故、怪我および労働疾病を防ぐために、適用される労働安全衛生に関する法令を遵守し、安全で健康に良い職場環境（例えば飲料水）を提供するものとします。これには、定期的な職場のリスク評価と、適切な個人用保護具（PPE）の提供を含む適切な危険管理と予防措置の実施が含まれます。被雇用者は、自らが理解できる言語で、安全衛生に関する適切な知識を習得し、訓練を受ける必要があります。



データ保護、情報セキュリティ、および情報開示

取引先は、特に顧客、消費者、従業員および株主の個人データに関して、個人データのセキュリティを含む、データ保護に関して適用される法令、および EU 一般データ保護規則（GDPR）などの各規制を遵守するものとします。取引先は、個人データが収集、記録、管理、処理、送信、使用または消去される場合において、前述した法規制の全ての要件を遵守しなければなりません。

DHL GROUP グループとの契約期間中および契約終了後に管理を委託されたデータに関して、取引先に適用される情報セキュリティ要件は、「Code of Practice for Information Security Management」などの国際基準に基づきます。取引先は、情報の秘密性、完全性、および可用性を保護する必要性を考慮しなければなりません。取引先が保証すべき情報セキュリティと管理に要求される水準は常に、情報のライフサイクル全体を通じて処理される情報の機密性、価値および重要性に見合ったものでなければなりません。

取引先は、秘密情報を保護し、適切な方法によってのみ秘密情報を使用するものとします。取引先は、データ保護および情報セキュリティに関する契約上の要件を遵守するものとし、一般に知られていないいかなる情報も開示してはなりません。



贈収賄と汚職

取引先は、適用される全ての国内および国際的な汚職防止に関する法令および規制を遵守するものとします。取引先は、ビジネスを獲得または維持するために、公的な行為に不適切な影響を与え、または不適切な利得を確保する目的

で、高価な品を（直接・間接を問わず）提供、支給または受領してはなりません。これには、定型的な非裁量的行政サービスのために公務員に提供される、いわゆる「便宜を図ってもらうための支払」やその他の利得が含まれます。



貿易規制

取引先は、禁止事項と制限事項を含む適用される全ての輸出管理、制裁および関税に関する法令および規制（「貿易法」）を遵守するものとします。取引先は特に、取引先、その受益者、全ての代理店、および取引先が利用するその他の下請業者が、適用される取引禁止の制裁対象者のリストに含まれていないことを保証します。



マネーロンダリングおよび財務記録

取引先は、マネーロンダリング行為を防止するために制定されている法令および規制に従うものとします。取引先は、適用される法令および規制に従って財務記録を保持するものとします。



自由競争

取引先は、適用される競争および独占禁止に関する法令に従うものとします。



利益相反

利益相反とは、個人的もしくは経済的な利害関係、ビジネス上のもしくは私的な活動もしくは関係、過去もしくは現在の雇用関係、または職務および職責を客観的に遂行する能力を妨げる、もしくは独立性および客観性を損なう可能性のある権利義務関係を指します。かかる利益相反の状況には、血縁関係もしくは婚姻関係、パートナーシップ、またはビジネスパートナーもしくは競合他社への関与もしくは出資などの密接な関係が含まれます。

取引先は、自らの活動に関係する、現実のまたは潜在的な利益相反を DHL GROUP グループに直ちに開示するものとします。



環境

取引先は、適用される環境に関する法令、規制および基準を遵守し、同時に環境への潜在的な危険を特定し、排除するための有効なシステムを構築するものとします。

私たちは、取引先に対し、その製品およびサービスを通じて、DHL GROUP グループの環境保護および気候変動の防止への取り組みを支援するよう努めることをお願いしています。これは環境への影響を考慮して効率的に行われなければなりません。

また、DHL GROUP グループは、取引先に対し、要請に応じて環境および気候保護に関連するデータを報告することをお願いしています。

さらに、私たちは、取引先に対し、環境保護および気候変動の防止について、例えば、自社の目標を設定しその目標を達成するなど、自社の活動において適切に考慮に入れることをお願いしています。



紛争鉱物

取引先は、人権侵害、汚職、武装集団の資金調達、または同様の弊害の一因となる可能性のある、紛争の影響が及ぶ地域および高リスク地域からの鉱物および原材料の調達に関して、適用される全ての法令およびその結果として生じるしかるべき注意義務を遵守するものとします。



地域社会への奉仕活動

DHL GROUP グループは、取引先に対し、地域社会に還元し、国連の持続可能な開発目標を反映した取り組みおよび活動に従事するようお願いしています。



事業継続計画

取引先は、例えば自然災害、テロリズム、サプライチェーンの中断、伝染病の発生（局地的な流行またはパンデミック）、情報セキュリティの問題、サイバー攻撃などの、すべてのビジネス上の混乱に備えるものとします。この準備には、事業領域内で発生する可能性のある深刻な混乱の影響から、従業員および環境の両方を保護する事業継続計画を含みます。



ビジネスパートナーとの対話

取引先は、契約上の義務の履行の一環として、この取引先行動規範（SCoC）で定められているものと同等の基準（例えば倫理基準など）を、自社の取引先に対しても設定するものとします。



敬意と注意義務

全ての取引先は、DHL GROUP グループの従業員に対して敬意と誠意を持って行動および応対することが求められます。

取引先は、貸与された DHL GROUP グループの所有物および機器の使用において、自らの所有物と同様に、しかるべき注意を払う必要があります。

全ての取引先は、DHL GROUP グループの登録商標またはブランドが記載されている物品および資材を使用する場合、その行為や行動が DHL GROUP グループと関連付けられる可能性があるため、特別の注意を払うものとします。ブランドまたは登録商標の記載がある資材または機器は、無断で使用することは避けなければなりません。外観上不適切な行動と推察できる場合であっても、DHL GROUP グループのブランドまたは登録商標の記載がある資材および機器の不正使用とみなされます。



取引先行動規範の遵守

DHL GROUP グループは、自己評価および DHL GROUP グループ または第三者による監査などを通じて、この取引先行動規範（SCoC）が定める要件の遵守状況を確認する権利を留保します。取引先は、環境、労働条件または多様性に関する測定可能な目標の設定や、持続可能性の進捗状況の報告など、継続的な改善に努めるものとします。違反が確認された場合、取引先は、違反報告書を作成し、かつ、改善計画を提示するものとします。

この取引先行動規範に定められた条件は、DHL GROUP グループの価値観ならびに私たちの顧客、私たちが奉仕する地域社会、および環境保護へのコミットメントを反映しています。したがって、これらの条件への違反はすべて是正されなければなりません。かかる違反が直ちに是正されない場合、DHL GROUP グループは、自らが権利を有する他の契約上の救済措置を損なうことなく、取引関係の終了を検討することになります。



違反の報告

法令違反の疑い、または本 SCoC 違反の通報を希望される場合は、次の DHL Group の Compliance Management（コンプライアンス・マネジメント）までご連絡ください：

<https://www.dpdhl.com/en/about-us/code-of-conduct/compliance-management/compliance-contact.htm>



継続的改善

取引先は、より一層の社会・経済の発展または環境改善に貢献する革新的なアイデアを、DHL GROUP グループに対して積極的に提案するよう求められていることを意識するものとします。DHL GROUP グループは、新しいアイデアに関する率直な意見交換を大切にしており、取引先と共同で新しい機会を模索しようという意欲があります。

反社会的勢力との関係

取引先は、暴力団及びその他の関係団体並びにこれらに類する団体やこれらの構成員とは一切の取引関係や交際はなく、またその経営者、従業員には、これらの構成員を含んでいません。